三　終了促進措置に関する事項

1　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、一、七一〇MHzを超え一、八五〇MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

2　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンドの指定を受けた認定開設者（以下「一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者」という。）と共同し、前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局の免許人（以下「一・七GHz帯対象免許人」という。）との間の合意に基づき、一・七GHz帯対象免許人が当該無線局について周波数割当計画に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用を開始するために必要な範囲において、終了促進措置として次号に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

㈠　前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局が使用する周波数を四、五〇〇MHzを超え四、八〇〇MHz以下の周波数その他現に公共業務用無線局が使用している周波数（一、七一〇MHzを超え一、八五〇MHz以下の周波数を除く。）（以下「一・七GHz移行先周波数」という。）に変更する措置

㈡　一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局を開設し、かつ、前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局を廃止し、又は当該無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更する措置

3　前号の規定により一・七GHz帯全国バンド認定開設者が負担する費用は、同号に掲げる措置に係る次に掲げる費用とする。

㈠　一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備（当該無線局の開設又は変更に必要な受信設備、伝送路設備その他の設備をいう。以下㈡並びに第四章第三項第三号㈠及び㈡において同じ。）の取得に要する費用

㈡　一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備を用いる当該無線局の開設に必要な工事並びに第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更するために必要な工事に要する費用（第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局を廃止するために必要な費用を含む。）

㈢　㈡の工事に伴い第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局の運用を停止してから一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の運用を開始するまでの間において事業を継続するために必要な費用

4　終了促進措置に要する費用について一の一・七GHz帯全国バンド認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額を次の㈠から㈣までに掲げる場合に応じ、当該㈠から㈣までに定める数で除した額とする。

㈠　他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者のいずれも存在する場合　二・八

㈡　他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者が存在し、かつ、一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が存在しない場合　二

㈢　他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者が存在せず、かつ、一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が存在する場合　一・八

㈣　他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者のいずれも存在しない場合　一

5　一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

㈠　㈡から㈣までに掲げる事項及び終了促進措置に係る一・七GHz帯対象免許人との合意について、他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者と協議し、認定日から三月以内に合意すること。

㈡　㈠の他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施の概要（次号㈣の規定により設置した窓口の連絡先及び対応日時を含む。）を一・七GHz帯対象免許人に周知させるための措置を開始すること。

㈢　㈠の他の一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者との合意の日から三月以内に、終了促進措置の実施手順を一・七GHz帯対象免許人に対して通知すること。

㈣　一・七GHz帯対象免許人との間で、当該一・七GHz帯対象免許人が行う第二号に掲げる措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該一・七GHz帯対象免許人が同号に掲げる措置を行うまでの間に当該一・七GHz帯対象免許人の第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局と一・七GHz帯全国バンド特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。

㈤　一・七GHz帯対象免許人から㈣の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること。